

志摩市導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和2年国勢調査によると、志摩市の人口は46,057人となり、平成27年と比較すると4,284人の減少(増減率-8.5%)となった。年齢3区分別人口の構成割合は、15歳未満人口8.7%(3,968人)、15~64歳人口50.0%(22,746人)、65歳以上人口41.3%(18,818人)となっており、平成27年と比較すると、15歳未満が973人の減少(増減率-19.7%)、15~64歳人口が3,589人の減少(増減率-13.6%)となり、65歳以上人口が170人の増加(増減率9.1%)となっている。これら65歳未満人口の急激な減少により、人手不足が近年顕在化してきている。

平成30年度の経済活動別市町総生産をみると、保健衛生・社会事業が14%、卸売・小売業、不動産業がともに10%、宿泊・飲食サービス、公務がともに9%となっている。また、平成28年経済センサスによると、志摩市の事業所数は2,668事業所となり、最も構成割合が多いのが、卸売業・小売業の26.7%(712事業所)、次に宿泊業・飲食サービス業の18.1%(483事業所)、生活関連サービス事業・娯楽業の10.2%(272事業所)、建設業の10.0%(268事業所)医療・福祉の7.1%(190事業所)と続いている。これらから、志摩市の産業構造は卸売・小売業やサービス業を中心し、様々な業種があることがわかる。一方、志摩市の労働生産性は3,018千円/人となっており、全国平均の5,449千円/人、三重県平均4,228千円/人と比較して低い値となっている。

また、志摩市は商工業者の約9割が小規模事業者であるが、平成28年に志摩市商工会が市内小規模事業者に実施した「志摩市内企業の景気状況アンケート調査結果」によると、事業承継・廃業に関する意向に関して、34.0%の事業者が後継者未定となっており、29.5%の事業者が廃業予定と回答している。約6割の事業者が事業を廃業する可能性を持っている状態であり、後継者不足は深刻な課題である。

(2) 目標

現在、域内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。この計画により、志摩市は中小企業の設備投資を促し、地域経済を更に活性化していくことを目標とする。当市の先端設備等導入計画の目標認定件数は、10件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

志摩市では、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

志摩市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本市においては、太陽光発電設備の設置に関して、伊勢志摩国立公園の優れた自然環境及び自然景観の消失並びに地域の一次産業及び住民生活への影響が懸念されていることに鑑み、「志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例（以下、「市再エネ条例」という。）」及び「小規模な太陽光発電設備設置事業に関するガイドライン」を制定し、自然環境及び景観並びに生活環境の保全と調和に努めているところである。

市再エネ条例第 4 条では、太陽光発電設備について事業の実施の抑制を事業者に依頼できる区域を指定することができることと規定しており、市内全域が伊勢志摩国立公園に位置することから、事業抑制区域として市内全域を指定し事業実施の抑制の方針を明らかにしている。

以上のことから、太陽光発電設備の設置については、建築物の屋根又は屋上に設置するものを除き、売電を目的とする太陽光発電設備については本計画の対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

志摩市の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

志摩市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

なお、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導

入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。